

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/kanen/120928.html

執行機関名 長崎県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3の項 ○肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第1条	長崎県肝炎治療特別促進事業実施要綱 第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>感染症の予防及び<u>感染症の患者</u>に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、<u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療については月額の高額な医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、<u>患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○長崎県肝炎治療特別促進事業実施要綱 ○長崎県肝炎治療特別促進事業実施細則